



行政書士 あわじ

平成28年9月号



行政書士徽章

兵庫県行政書士会 淡路支部

ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部の皆様におかれましては、日ごろから無料相談会や様々な活動を通じ、市民と行政とをつなぐ身近な法律の専門家として、大きな役割を担っていただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、本格的な人口減少社会を迎え、淡路島におきましても出生者数の増加や人口流出抑制等の人口減少対策及び高齢化に伴う地域コミュニティの維持、確保が喫緊の課題となっており、官民一体となった取組が求められています。

このような状況において、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び県の「兵庫県地域創生戦略」を基本に、産業界、大学、金融機関、報道機関などの幅広い分野からの提案を反映した地域創生戦略を平成27年度に島内3市がそれぞれ策定し、課題克服に向けた取組を行っているところです。

また、平成28年4月に、特色ある淡路島の歴史、個性豊かな文化などを『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えたの営み～と題して結んだストーリーが日本遺産の認定を受け、今後、島内3市、淡路青年会議所、関係機関などが連携を図りながら、認定されたストーリーをいかした様々な活動の展開が計画されています。このストーリーにおいて、「神宮」や「遺跡」など重要な文化財を有する淡路市におきましては、この事業を積極的に活用し、魅力ある地域づくりを推進するとともに、市政のキャッチフレーズである「いつかきつと帰りたくなる街づくり」に一層取り組んでまいりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、兵庫県行政書士会淡路支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。



淡路市長
門 康彦

ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部の活動にご協力頂きまして、ありがとうございます。淡路支部の定時総会を御食国で開催いたしましたところ、無事に総会が終了したことを会員の皆様にご報告させていただきます。

本年も、昨年度以上に色々行事がございますので、会員の皆様のご参加とご協力をよろしくお願いいたします。

行政書士の業務は、他士業に比べまして広範囲にわたっております、会員の皆様と共に、行政書士の業務と役割を広く住民の皆様方に、広報していくように努めたいと思っております。今後とも会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

諸先輩方が築いてこられました支部の更なる発展に貢献できるよう頑張っていきたいと思っております。



兵庫県行政書士会
淡路支部長

井筒 好信

市民無料相談

私たち行政書士は、毎月淡路県民局県民相談室で、市民無料相談を行っています。



開催日

- 平成28年11月14日(月)
- 平成28年12月12日(月)
- 平成29年1月10日(火)
- 平成29年2月13日(月)
- 平成29年3月13日(月)

開催場所

- 洲本市塩屋二丁目4番5号
兵庫県淡路県民局2階相談室

ご相談申込先

☎0799-53-1771 (市民相談担当 土井)

法の日の無料相談会

10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で毎年10月に淡路島内三市において無料相談会を行っています。

開催日	時間	開催場所
平成28年10月4日(火)	9:00 ~ 12:00	洲本市みなと元気館3階
		淡路市役所本庁舎1号館2階
		南あわじ市役所第2別館3階



ご相談申込先

☎0799-23-0086
(法の日無料相談担当 船越)

兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(平成28年7月31日現在)

	氏名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
淡路市	石上昭 <small>いし がみ あきら</small>	〒656-2131 淡路市志筑386番地3	0799-62-1581	0799-62-3665
	井筒好信 <small>い つつ よし のぶ</small>	〒656-2132 淡路市志筑新島6番地22	0799-62-4681	0799-62-4476
	川端英雄 <small>かわ ばた ひで おお</small>	〒656-2131 淡路市志筑3111番地67	0799-62-3206	0799-62-5290
	北野哲也 <small>きた の てつ や</small>	〒656-2131 淡路市志筑字五反田2840番地25 光清ファーストビル2-D号室	090-6965-2823	0799-64-0623
	倉本光夫 <small>くら もと みつ おお</small>	〒656-1511 淡路市郡家1328番地9	0799-70-4081	0799-70-4081
	三野陽生 <small>さん の ほる おお</small>	〒656-1711 淡路市富島1146番地	0799-82-2279	0799-82-2279
	高田明 <small>たか た あきら</small>	〒656-1521 淡路市多賀472番地4	0799-85-0835	0799-85-0835
	高谷美喜子 <small>たか たに み き こ</small>	〒656-2212 淡路市佐野1334番地1	090-3873-0725	0742-35-6637
	多田耕造 <small>た た こう ぞう</small>	〒656-2322 淡路市白山279番地	0799-74-3422	0799-74-3422
	田村伊久男 <small>た むら い く おお</small>	〒656-1602 淡路市育波276番地40	0799-84-1988	0799-84-1988
	道満保秀 <small>どう まん やす ひで</small>	〒656-2131 淡路市志筑2649番地5	0799-62-4035	0799-62-5252
	土肥勝 <small>ど ひ まさる</small>	〒656-1721 淡路市野島墓浦382番地	0799-82-0526	0799-82-0526
	浜口雄裕 <small>はま ぐち たけ ひろ</small>	〒656-2131 淡路市志筑1392番地1 岡野ビル2階	0799-62-5829	0799-62-5899
	札場敬良 <small>ふだ ば たか ろう</small>	〒656-2334 淡路市釜口627番地4	0799-74-6048	0799-74-2877
八嶋日出夫 <small>や しま ひで おお</small>	〒656-2401 淡路市岩屋1784番地1	0799-72-2543	0799-72-2855	
山口昌志 <small>やま ぐち まさ し</small>	〒656-2401 淡路市岩屋524番地2	0799-72-5230	0799-72-5240	
洲本市	今田忠一 <small>いま だ ちゅう いち</small>	〒656-0053 洲本市上物部452番地	0799-22-4999	0799-26-2618
	大住勝宏 <small>おお すみ かつ ひろ</small>	〒656-0101 洲本市納321番地8	0799-22-2304	0799-22-2309
	佐藤かず之 <small>さとう かず ゆき</small>	〒656-0014 洲本市桑間192番地 崎野ハイツ302号	0799-22-3202	0799-22-1266
	千場まさ明 <small>せん ば まさ あき</small>	〒656-0012 洲本市宇山1丁目1番20号	0799-24-3110	0799-24-1844
	瀧岡光子 <small>たき おか みつ こ</small>	〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾147番地	0799-32-1641	0799-32-1621
	寺岡克己 <small>てら おか かつ み</small>	〒656-0012 洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031	0799-22-3037
中村つとむ <small>なか むら つとむ</small>	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770	0799-23-1770	

	氏名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
洲本市	なかむら ひでゆき 中村 英之	〒656-0055 洲本市大野894番地1	0799-26-0153	0799-26-0653
	ひぐち しょういち 樋口 正一	〒656-0012 洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874	0799-24-3779
	ひろせ まさゆき 廣瀬 政行	〒656-1301 洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217	0799-33-0007
	ふかほり かつみ 深堀 克己	〒656-0024 洲本市山手1丁目2番16号	0799-22-9405	0799-22-9445
	ふくもと のぶこ 福本 宣子	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番12号	0799-22-9302	0799-23-1341
	ふなこし けんじ 船越 健司	〒656-0025 洲本市本町5丁目4番25号 第2大富ビル202号	0799-23-0086	0799-23-0087
	まつした あきら 松下 明	〒656-1344 洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832	0799-34-0834
	みやこ ひろし 都 博志	〒656-2541 洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766	0799-27-0766
	もりたか 英二 森高 英二	〒656-0013 洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185	0799-25-6188
南あわじ市	おくの かずき 奥野 一喜	〒656-0424 南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355	0799-42-1971
	かなやま かずひこ 金山 一彦	〒656-0131 南あわじ市広田中筋129番地	0799-45-1522	0799-45-1167
	さとふか よし たね 里深 嘉胤	〒656-0474 南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666	0799-42-4800
	さきわたり いづみ 佐渡 いづみ	〒656-0122 南あわじ市広田広田138番地2	0799-53-5220	0799-45-0563
	しょうだ ただお 庄田 忠夫	〒656-0521 南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678	0799-52-3688
	しょうの よしあき 庄野 能章	〒656-0152 南あわじ市倭文長田2074番地	0799-46-0809	0799-46-0809
	たいち あきお 泰地 昭男	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711	0799-52-3712
	どい けいいちろう 土井 恵一朗	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡144番地4 稲先マンション1階	0799-53-1771	0799-53-1994
	はまぐち とおる 濱口 徹	〒656-0425 南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373	0799-42-3727
	ひろち みきと 廣地 幹人	〒656-0122 南あわじ市広田広田486番地	0799-45-1450	0799-45-1490
	みき あき穂 三木 秋穂	〒656-0341 南あわじ市津井1711番地	0799-38-0960	050-3153-2597
	みやぎ ひろあき 宮崎 宏明	〒656-0436 南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968	0799-53-5003
	みやぎ まさゆき 宮崎 正行	〒656-0122 南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647	0799-20-4648
	やすだ とち たか 安田 知孝	〒656-0455 南あわじ市神代國衛1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115	0799-43-3116
	やまもと ひろむ 山本 弘	〒656-0332 南あわじ市湊268番地1	0799-36-5136	0799-36-5118

市民の皆さまへ

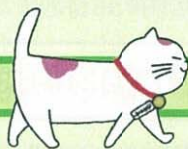


法律を専門とする国家資格者の中でも、特には幅広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には法律で決められた効力があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続について、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、申請取次行政書士が行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人は日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で永住許可申請をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、涉外手続（国際結婚や離婚、相続、養子縁組等）について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。

かしくく **離** 婚したい

離婚が決まるまでの道のりは、非常に大きなエネルギーがいるものです。しかも**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の示談が成立しても、どうやって約束事を相手に守って貰えるかも心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)

おひとり様で **老** 後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により「おひとり様」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

畑 に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を廃止したり買い受ける時も許可が必要です。行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。



交 通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。

ク ーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

家 業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の書類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続きも併せて考える必要が生じることもあります。

行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

住まなくなった家賃を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、書面による契約を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をするときに自動車保管場所証明書（車庫証明）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？



子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号） ☎078-371-8823



困ったらまずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ
お気軽にお電話ください。（☎078-371-6361）



会社経営者や 個人事業主の皆さまへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる法的な**トラブルの予防**のためのサポートを行います。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。**経営者の良きパートナー**としても活用していただけます。

行政書士が行う主な中小企業支援業務には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
認定申請書作成
- 企業再生支援
企業再生特例認定申請
- 経営革新計画承認申請
農業経営改善計画認定申請
- 農商工連携事業計画認定申請
地域資源活用事業計画認定申請
- 商店街活性化事業計画認定申請
ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21、プライバシーマーク 等



それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。

建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、公共事業の入札に参加するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、建設業許可申請は、今も昔も行政書士の代表的な業務の一つです。

福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの福祉サービス事業を始めると、各自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

会計記帳をお願いしたい

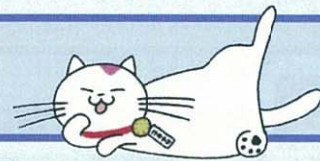
事業の経営状況を把握するためには、きちんとした会計記帳が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、決算書、財務諸表などの作成を行います(税務申告業務は除く)。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、**本来の業務に専念**することができます。

運送業を始めたい

バス・タクシー・トラック等の運送業を始めるためには、煩雑な許可申請書を作成しなければなりません。行政書士は、これらの手続はもちろんのこと、**開業相談および開業後の業務相談**まで一連のサポートを行っています。

また、特殊車両の通行許可申請や、軽貨物・運転代行業の開業手続も行います。



許認可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、行政の許可や認可が必要な場合があります。

たとえば、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

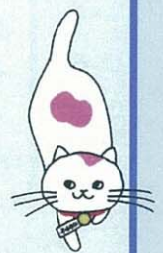
産業廃棄物処理業・運搬業許可
一般廃棄物処理業・運搬業許可
使用済自動車解体業・破砕業許可 など

〔不動産業に関する許認可〕

宅地建物取引業免許
建築士事務所登録
解体工事業登録 など

〔リサイクル業に関する許認可〕

古物商許可
金属くず商許可 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、**一万種類を超える**と言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

著作権について相談したい

著作権は作品（絵や文章など）を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移動する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による著作権の「登録制度」を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。



外国人を雇いたい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である「申請取次行政書士」に依頼すれば、申請人は入国管理局への出頭が免除されるので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇いをサポートいたします。

飲食店を始めたい

飲食店を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうか確認を受ける必要があります。

また、ナイトクラブやキャバレー、パチンコやゲームセンターなどを開業するには、警察署への風俗営業許可申請等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、財務データには表れない資産（知的資産）のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化＝魅せる化することにより、ステークホルダー（顧客・取引先・金融機関等）からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。

補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポートを行っています。



兵庫県行政書士会の
ホームページもみてね!

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

暮らしを支える、

あわじの

力。

あなたの街の法律家、「行政書士」が皆様のご相談にお応えします。

兵庫県 行政書士会 淡路支部



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



■平成28年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会（本会）役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
井筒好信	瀧岡光子	大住勝宏	樋口正一	濱口雄裕	安田知孝	船越健司	土井恵一朗
理事会員	理事非行政	理事網紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事
大住勝宏	都 博志	川端英雄	山口昌志	宮崎宏明	福本宣子	奥野一喜	濱口 徹
相談役	相談役	本会副会長	本会理事	本会監事	本会網紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員
千場眞明	今田忠一	瀧岡光子	井筒好信	都 博志	川端英雄	宮崎宏明	船越健司